

県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第43号

県立都市公園条例の一部を改正する条例

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 県立都市公園及び公園施設の設置に関する基準（第2条—<u>第2条の3</u>）</p> <p>第3章～第6章 [略]</p> <p>附則 （公園施設の建築面積の基準の特例）</p> <p>第2条の3 [略]</p> <p>（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準）</p> <p>第2条の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する条例で定める基準は、この章の定めるところによる。ただし、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この限りでない。</p> <p>（公園管理者の権限の代行）</p> <p>第20条 法<u>第5条の3</u>の規定により公園管理者に代わってその権限を行う者は、第17条から前条までの規定の適用については、知事とみなす。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 県立都市公園及び公園施設の設置に関する基準（第2条—<u>第2条の3の2</u>）</p> <p>第3章～第6章 [略]</p> <p>附則 （公園施設の建築面積の基準の特例）</p> <p>第2条の3 [略]</p> <p><u>（運動施設の敷地面積の基準）</u></p> <p><u>第2条の3の2 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする</u></p> <p>—</p> <p>（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準）</p> <p>第2条の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する条例で定める基準は、この章の定めるところによる。ただし、災害等のため一時使用する特定公園施設<u>（同法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。以下この章において同じ。）</u>の設置については、この限りでない。</p> <p>（公園管理者の権限の代行）</p> <p>第20条 法<u>第5条の11</u>の規定により公園管理者に代わってその権限を行う者は、第17条から前条までの規定の適用については、知事とみなす。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。